

2022 年 11 月 15 日

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

モルガン・スタンレー・
インベストメント・マネジメント株式会社
代表取締役社長 首藤 正浩

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額

2022年 8 月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は 1 万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近 5 年間における資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

①会社の意思決定機構

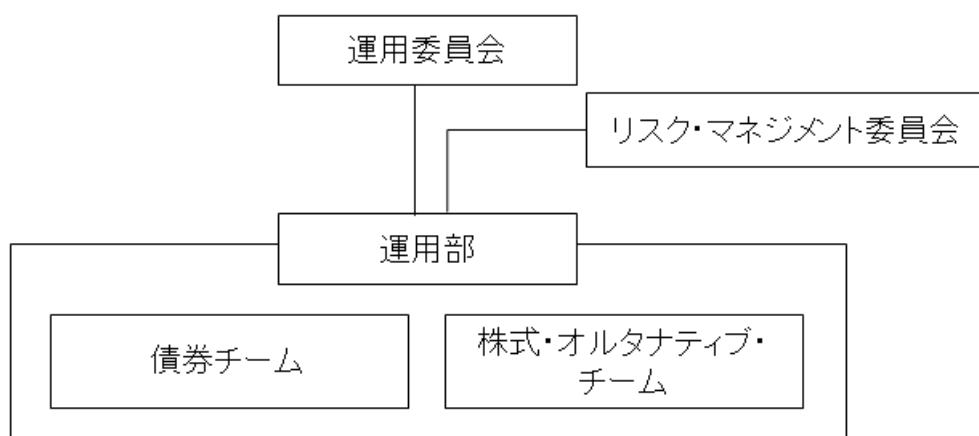
委託会社は最低 3 名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役 1 名以上を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集します。取締役会の議長は、原則として代表取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

②投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部は2つのチームにより構成されています。各チームの主な担当業務は以下の通りです。

債券チーム	: 債券
株式・オルタナティブ・チーム	: 外国株式、リート、ファンド・オブ・ヘッジ・ファンズ およびプライベート・エクイティ等

運用戦略毎に運用計画策定、運用、モニタリングを実施します。日常的なポートフォリオの管理は各運用戦略の投資プロセスに準じて、それぞれの運用チームが行います。また、委託会社では、多くの場合、運用の指図にかかる権限の一部または全部をグループの海外拠点に再委託しています。その場合、委託を受けた海外拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。ファンド・マネジャー、ポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われます。運用方針・ガイドライン等の順守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジメント委員会が行い、運用面で問題がある場合には、各運用チームに対してその対応を指示します。

2. 事業の内容及び営業の概況

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言・代理業を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業務および第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は2022年8月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	30	453,735,338,271
単位型株式投資信託	3	17,035,959,630
合計	33	470,771,297,901

3. 委託会社等の経理状況

1. 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（2007年内閣府令第52号）」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1977年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2021年1月1日至2021年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2022年1月1日至2022年12月31日）に係る中間会計期間（自2022年1月1日至2022年6月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1963年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（2007年内閣府令第52号）」により作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（1977年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づき作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自2021年1月1日 至2021年12月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当社は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度（自2022年1月1日 至2022年12月31日）に係る中間会計期間（自2022年1月1日 至2022年6月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

科目	第27期 2020年12月31日		第28期 2021年12月31日	
	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
資産の部				
I 流動資産				
現金及び預金		4,284,609		6,449,224
未収委託者報酬		433,719		563,421
未収運用受託報酬		880,331		1,095,539
未収投資助言報酬		1,259,718		1,911,590
未収収益		39,148		158,639
立替金		105		654
前払費用		30,057		31,061
流動資産計		6,927,690		10,210,131
II 固定資産				
有形固定資産		3,340		3,340
器具備品	3,340		3,340	
投資その他の資産		82,530		90,236
長期前払費用	566		366	
繰延税金資産	81,963		89,869	
固定資産計		85,870		93,576
資産合計		7,013,560		10,303,707
負債の部				
I 流動負債				
預り金		729		280
未払金		431,449		715,732
未払償還金	6,126		6,126	
未払手数料	12,973		15,283	
その他未払金	412,348		694,321	
未払費用		※1 1,426,384		※1 2,265,855
未払法人税等		82,952		132,178
前受収益		11,635		-
流動負債計		1,953,150		3,114,047
II 固定負債				
関係会社長期借入金		※1 40,009		※1 700,000
退職給付引当金		231		232
固定負債計		40,241		700,232
負債合計		1,993,392		3,814,279

科目	第27期 2020年12月31日		第28期 2021年12月31日	
	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
純資産の部				
I 株主資本				
資本金		990,000		990,000
資本剰余金		765,000		765,000
資本準備金	765,000		765,000	
利益剰余金		3,265,168		4,734,428
その他利益剰余金	3,265,168		4,734,428	
繰越利益剰余金	3,265,168		4,734,428	
株主資本計		5,020,168		6,489,428
純資産合計		5,020,168		6,489,428
負債・純資産合計		7,013,560		10,303,707

(2) 【損益計算書】

科目	第27期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		第28期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日	
	内訳 (千円)	金額 (千円)	内訳 (千円)	金額 (千円)
	I 営業収益			
委託者報酬		1,463,625		1,938,766
運用受託報酬		2,910,873		5,472,711
投資助言報酬		4,122,273		6,005,649
その他営業収益		191,567		114,689
営業収益計		8,688,338		13,531,817
II 営業費用				
支払手数料		105,246		110,513
広告宣伝費		80,000		84,232
調査費		100,067		121,036
調査費	45,269		48,301	
委託調査費	54,798		72,735	
委託計算費		125,965		141,303
営業雑経費		4,134,846		7,646,640
通信費	56		-	
印刷費	9,026		8,597	
諸会費	15,185		16,550	
その他	※1 4,110,578		※1 7,621,492	
営業費用計		4,546,127		8,103,726
III 一般管理費				
人件費		※3/4 1,930,415		※2 2,088,278
交際費		603		591
旅費交通費		23,536		22,909
租税公課		49,872		56,311
不動産賃借料		310,481		331,619
器具備品費		146,713		138,809
事務委託費		99,770		84,643
諸経費		216,656		611,718
一般管理費計		2,778,050		3,334,883
営業利益		1,364,161		2,093,207
IV 営業外収益				
受取利息		31		1
為替差益		-		51,414
デリバティブ等利益		※2 20		-
営業外収益計		52		51,416
V 営業外費用				
支払利息		※5 3,390		※3 1,143
為替差損		6,540		-
雑損		1		57
営業外費用計		9,932		1,200
経常利益		1,354,281		2,143,422
税引前当期純利益		1,354,281		2,143,422
法人税、住民税及び事業税		408,545		682,069
法人税等調整額		15,356		△7,906
法人税等計		423,902		674,163
当期純利益		930,379		1,469,259

(3) 【株主資本等変動計算書】

第27期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	990,000	765,000	765,000	2,334,788	2,334,788	4,089,788	4,089,788
当期変動額							
当期純利益				930,379	930,379	930,379	930,379
当期変動額合計	-	-	-	930,379	930,379	930,379	930,379
当期末残高	990,000	765,000	765,000	3,265,168	3,265,168	5,020,168	5,020,168

第28期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	990,000	765,000	765,000	3,265,168	3,265,168	5,020,168	5,020,168
当期変動額							
当期純利益				1,469,259	1,469,259	1,469,259	1,469,259
当期変動額合計	-	-	-	1,469,259	1,469,259	1,469,259	1,469,259
当期末残高	990,000	765,000	765,000	4,734,428	4,734,428	6,489,428	6,489,428

注記事項

(重要な会計方針)

1. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定額法を採用しております。なお、当事業年度においては、減価償却資産は保有しておりません。
2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。
 - (2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2018年3月30日）を適用しております。

委託者報酬
委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

運用受託報酬
運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、収益の著しい減額が発生しない可能性が高いと判断されたときに計上します。

投資助言報酬
投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項
 - (1) 消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。
 - (2) 連結納税制度
当社はモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当事業年度の財務諸表にその額を計上したものであって、翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある事項はありません。

(未適用の会計基準等)

1. 時価の算定に関する会計基準等

- ・ 「時価の算定に関する会計基準」 (企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」 (企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・ 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

① 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンスを定めております (IASBにおいてはIFRS第13号、FASBにおいてはTopic820)。これらの国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるために、企業会計基準委員会において、時価の算定に関する会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものであります。企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされております。ただし、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

② 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

- ・ 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 改正 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

① 概要

2019年適用指針においては、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、時価算定会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとされておりました。本基準では、投資信託財産が金融商品と不動産の場合に投資信託を分けて、解約等に重要な制限がある場合とない場合、それぞれの時価評価の方法、開示内容を定めています。

② 適用予定日

2023年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。なお、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は保有しておりません。

2. 収益認識に関する会計基準等

- ・ 「収益認識に関する会計基準」 (改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・ 「収益認識に関する会計基準の適用指針」 (改正企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

① 概要

顧客との契約から生じる収益の額、契約資産と顧客との契約から生じた債権及び契約負債の表示方法を明確化する一方、IFRS第15号と同様の注記事項、及び重要な会計方針の開示を求めています。

② 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

当事業年度末より「会計上の見積りの開示に関する会計基準」 (企業会計基準第31号 2020年3月31日) を適用し、重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

第27期 2020年12月31日	第28期 2021年12月31日
※1. 関係会社に対する資産及び負債 未払費用 327,608千円 関係会社長期借入金 40,009千円	※1. 関係会社に対する資産及び負債 未払費用 544,586千円 関係会社長期借入金 700,000千円

(損益計算書関係)

第27期 2020年12月31日	第28期 2021年12月31日																		
※1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は4,110,578千円です。	※1. その他営業費用のうち、関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益、委託調査費及び経営指導料のうち関連当事者に対する費用は、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い計算された独立企業間価格を基礎として決定し、関連会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド及びモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドとの間で決済しております。当該費用はその他の営業雑経費として計上しており、その金額は7,611,246千円です。																		
※2. 営業外収益及び営業外費用のうち、デリバティブ等利益又はデリバティブ等損失は繰延報酬に係る時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益及び手数料の配賦です。																			
※3. 2018年1月1日付で、当社従業員の雇用主は、当社から、当社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・グループ株式会社に変更されました。両社が合意した譲渡契約に基づき、当該従業員は同日より新雇用主から当社へ出向しております。雇用会社の変更による当社の損益への影響はありません。																			
※4. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,575,131千円含まれております。主な内訳は以下の通りです。 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給料・報酬相当額</td> <td style="text-align: right;">1,379,724</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td> <td style="text-align: right;">53,635</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td> <td style="text-align: right;">141,770</td> <td></td> </tr> </table>	従業員給料・報酬相当額	1,379,724	千円	福利厚生費相当額	53,635		退職金・退職給付費用相当額	141,770		※2. 人件費には主な項目として、グループ会社からの請求に基づく出向者人件費負担額である出向者負担金が1,749,065千円含まれております。主な内訳は以下の通りです。 <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 60%;">従業員給料・報酬相当額</td> <td style="text-align: right;">1,537,833</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td>福利厚生費相当額</td> <td style="text-align: right;">55,445</td> <td></td> </tr> <tr> <td>退職金・退職給付費用相当額</td> <td style="text-align: right;">155,786</td> <td></td> </tr> </table>	従業員給料・報酬相当額	1,537,833	千円	福利厚生費相当額	55,445		退職金・退職給付費用相当額	155,786	
従業員給料・報酬相当額	1,379,724	千円																	
福利厚生費相当額	53,635																		
退職金・退職給付費用相当額	141,770																		
従業員給料・報酬相当額	1,537,833	千円																	
福利厚生費相当額	55,445																		
退職金・退職給付費用相当額	155,786																		
※5. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は3,390千円です。	※3. 営業外費用のうち、関連当事者との取引に係る支払利息は1,143千円です。																		

(株主資本等変動計算書関係)

第27期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	4,502	—	—	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

第28期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式	4,502	—	—	4,502
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達は親会社と行います。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は、ファンドからの委託者報酬の未収分であり、ファンドの資産は信託銀行にて管理されております。未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は投資顧問報酬で、顧客の信用リスクは社内管理規定に従いリスク軽減を図っております。未収収益は主に関連会社に対するものです。立替金は当社が運用するファンドの償還に伴い、当社が一時的に立て替えた額です。未払金は主に未払消費税です。未払費用は主に関連会社に対するものです。関係会社長期借入金を除き、資産及び負債はすべて短期間で決済されます。また、未収収益及び未払費用に伴う為替リスクは、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金運用については短期的な預金及び短期貸付金に限定し、資金調達は親会社と行います。

① 信用リスクの管理

当社は、社内管理規定に従い、新規顧客に伴う信用リスクの軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、海外の関連会社との外貨建の債権債務に伴う為替リスクに対して、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,284,609	4,284,609	-
(2) 未収委託者報酬	433,719	433,719	-
(3) 未収運用受託報酬	880,331	880,331	-
(4) 未収投資助言報酬	1,259,718	1,259,718	-
(5) 未収収益	39,148	39,148	-
(6) 立替金	105	105	-
資産計	6,897,632	6,897,632	-
(1) 未払金	431,449	431,449	-
(2) 未払費用	1,426,384	1,426,384	-
(3) 未払法人税等	82,952	82,952	-
(4) 関係会社長期借入金	40,009	40,600	590
負債計	1,980,796	1,981,386	590

当事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6,449,224	6,449,224	-
(2) 未収委託者報酬	563,421	563,421	-
(3) 未収運用受託報酬	1,095,539	1,095,539	-
(4) 未収投資助言報酬	1,911,590	1,911,590	-
(5) 未収収益	158,639	158,639	-
(6) 立替金	654	654	-
資産計	10,179,069	10,179,069	-
(1) 未払金	715,732	715,732	-
(2) 未払費用	2,265,855	2,265,855	-
(3) 未払法人税等	132,178	132,178	-
(4) 関係会社長期借入金	700,000	700,825	825
負債計	3,813,766	3,814,591	825

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

- ① 現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、立替金、未払金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ② 関係会社長期借入金の時価は将来キャッシュ・フローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3. 金銭債権の償還予定額及び金銭債務の返済予定額

前事業年度（2020年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
金銭債権						
現金及び預金	4,284,609	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	433,719	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	880,331	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	1,259,718	-	-	-	-	-
未収収益	39,148	-	-	-	-	-
立替金	105	-	-	-	-	-
金銭債権合計	6,897,632	-	-	-	-	-
金銭債務						
未払金	431,449	-	-	-	-	-
未払費用	1,426,384	-	-	-	-	-
未払法人税等	82,952	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	40,009	-	-	-	-
金銭債務合計	1,940,786	40,009	-	-	-	-

当事業年度（2021年12月31日）

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
金銭債権						
現金及び預金	6,449,224	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	563,421	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,095,539	-	-	-	-	-
未収投資助言報酬	1,911,590	-	-	-	-	-
未収収益	158,639	-	-	-	-	-
立替金	654	-	-	-	-	-
金銭債権合計	10,179,069	-	-	-	-	-
金銭債務						
未払金	715,732	-	-	-	-	-
未払費用	2,265,855	-	-	-	-	-
未払法人税等	132,178	-	-	-	-	-
関係会社長期借入金	-	700,000	-	-	-	-
金銭債務合計	3,113,766	700,000	-	-	-	-

(退職給付関係)

第27期
自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	229	千円
退職給付費用	1	
為替の影響等	0	
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>231</u>	

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用です。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る当年度の拠出金はありません。

第28期
自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

採用している退職給付制度の概要

1. 当社は、確定給付型の退職一時金制度及び確定拠出型の退職年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	231	千円
退職給付費用	0	
為替の影響等	0	
<u>退職給付引当金の期末残高</u>	<u>232</u>	

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用です。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度に係る当年度の拠出金はありません。

(税効果会計関係)

第27期 2020年12月31日		第28期 2021年12月31日	
1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
未払費用	61,912千円	未払費用	60,893千円
未払事業税	17,984千円	未払事業税	27,166千円
長期前払費用	1,996千円	長期前払費用	1,739千円
退職給付引当金	70千円	退職給付引当金	71千円
繰延税金資産合計	<u>81,963千円</u>	繰延税金資産合計	<u>89,869千円</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
(調整)		(調整)	
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.84%	役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.47%
その他	△0.16%	その他	0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.30%</u>	税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.45%</u>

(セグメント情報等)

第27期

自 2020年1月1日

至 2020年12月31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している営業収益の金額が損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	73,709
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	54,651

第28期

自 2021年1月1日

至 2021年12月31日

セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している営業収益の金額が損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	41,474
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	25,618

(関連当事者情報)

第27期
自 2020年1月1日
至 2020年12月31日

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニュー ヨーク州	9,270 百万 ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	借り入れた 資金の返済	350,000	関係会社 長期借入金	-
							支払利息	3,393	未払費用	-
	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1百万円	子会社の経営 監督管理	被所有 直接100%	連結納税及び 資金調達	資金の借入 (注1)	40,009	関係会社 長期借入金	40,009
							連結法人税の 個別 帰属額	327,337	未払費用	327,337

② 関連会社等

該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレーMUF証券株式会社	東京都千代田区	621 億円	金融商品取引業	なし	事務委託 契約	人件費 (注3)	358,005	未払費用	106,020
							事務 委託費 (注2)	99,770		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10百 万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事、総務及びIT関連サービス並びに不動産等の賃貸借管理業務	なし	当社への社員出向及び事務委託契約並びに不動産賃貸	人件費 (注3)	1,564,561	未払費用	470,116
							不動産 賃借料 (注4)	307,352		
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	1百万 ドル	金融商品取引業	なし	移転価格 取引	移転価格 取引 (注5)	4,623,792	未払費用	354,849	
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	10,092 百万 ドル	金融業	なし	為替 ヘッジ	為替 ヘッジ (注6)	74,653	未払金	74,653	

取引条件及び取引条件の決定方法：

(注1) 取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。

(注2) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求額に基づいて計上しております。

(注4) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注5) 移転価格取引については、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格を基礎として決定されたものです。

(注6) 為替ヘッジについては、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーからの請求額に基づいて計上しております。なお、為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

第28期
自 2021年1月1日
至 2021年12月31日

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	モルガン・スタンレー	米国 ニュー ヨーク州	7,770 百万ドル	持株会社	被所有 間接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	700,000	関係会社 長期借入金	700,000
							支払利息	469	未払費用	117
	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	1百万円	子会社の経営監督管理	被所有 直接100%	資金調達	資金の借入 (注1)	2,041,018	関係会社 長期借入金	0
							借り入れた資金の返済等	2,081,702		
支払利息	673									

② 関連会社等
該当はありません。

③ 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との関係	取引内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレーMUF証券株式会社	東京都千代田区	621 億円	金融商品取引業	なし	事務委託契約	人件費 (注3)	334,490	未払費用	86,911
							事務委託費 (注2)	84,643		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都千代田区	10万 万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事、総務及びIT関連サービス並びに不動産等の賃貸借管理業務	なし	当社への社員出向及び事務委託契約並びに不動産賃貸	人件費 (注3)	1,746,388	未払費用	1,161,737
							不動産賃借料 (注4)	325,106		
							移転価格取引 (注5)	700,137		
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国ロンドン	1百万 ドル	金融商品取引業	なし	移転価格取引	移転価格取引 (注5)	8,163,010	未払費用	357,486
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニュー ヨーク州	25千 ドル	金融商品取引業	なし	移転価格取引	移転価格取引 (注5)	554,374	未収収益	137,418	
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	11,998 百万 ドル	金融業	なし	為替ヘッジ	為替ヘッジ (注6)	82,984	未払金	82,984	

取引条件及び取引条件の決定方法：

- (注1) 取引条件は、モルガン・スタンレー・グループ内の財務部が、資金の借入時や借入条件の変更時における入手可能な市場情報に基づき、決定しております。
- (注2) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注3) モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びモルガン・スタンレー・グループ株式会社からの請求額に基づいて計上しております。
- (注4) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注5) 移転価格取引については、グローバルな税規制及びOECDガイドラインに基づいたモルガン・スタンレーの移転価格ポリシーに従い独立企業間価格を基礎として決定されたものです。
- (注6) 為替ヘッジについては、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシーからの請求額に基づいて計上しております。なお、為替ヘッジについては、反復継続的な取引であるため期末残高を取引金額とみなしております。

④ 役員及び個人主要株主等
該当はありません。

(2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

① 親会社情報

会社名	上場取引所
モルガン・スタンレー	ニューヨーク証券取引所等
モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド	該当なし

モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド	該当なし
モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	該当なし

② 重要な関連会社の要約財務情報
該当はありません。

(1株当たり情報)

第27期 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	第28期 自 2021年1月1日 至 2021年12月31日																
1. 1株当たり純資産額 1,115,097円38銭	1. 1株当たり純資産額 1,441,454円51銭																
2. 1株当たり当期純利益 206,659円18銭	2. 1株当たり当期純利益 326,357円12銭																
3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	3. 潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。																
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。																
<table border="1"><tr><td>当期純利益</td><td>930,379千円</td></tr><tr><td>普通株式に帰属しない金額</td><td>- 千円</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純利益</td><td>930,379千円</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数</td><td>4,502株</td></tr></table>	当期純利益	930,379千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に係る当期純利益	930,379千円	普通株式の期中平均株式数	4,502株	<table border="1"><tr><td>当期純利益</td><td>1,469,259千円</td></tr><tr><td>普通株式に帰属しない金額</td><td>- 千円</td></tr><tr><td>普通株式に係る当期純利益</td><td>1,469,259千円</td></tr><tr><td>普通株式の期中平均株式数</td><td>4,502株</td></tr></table>	当期純利益	1,469,259千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に係る当期純利益	1,469,259千円	普通株式の期中平均株式数	4,502株
当期純利益	930,379千円																
普通株式に帰属しない金額	- 千円																
普通株式に係る当期純利益	930,379千円																
普通株式の期中平均株式数	4,502株																
当期純利益	1,469,259千円																
普通株式に帰属しない金額	- 千円																
普通株式に係る当期純利益	1,469,259千円																
普通株式の期中平均株式数	4,502株																

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科目	第29期 中間会計期間 2022年6月30日	
	内訳	金額
資産の部		
I 流動資産		
預金		6,426,312
前払費用		23,562
未収委託者報酬		547,118
未収運用受託報酬		569,109
未収投資助言報酬		2,056,209
未収収益		24,807
立替金		654
その他		1,633
流動資産計		9,649,409
II 固定資産		
有形固定資産		※1 3,339
投資その他の資産		77,213
長期前払費用	166	
繰延税金資産	77,047	
固定資産計		80,553
資産合計		9,729,962
負債の部		
I 流動負債		
預り金		46
未払金		※2 439,595
未払費用		1,784,585
一年内返済予定の関係会社長期借入金		700,000
未払法人税等		41,996
流動負債計		2,966,223
II 固定負債		
その他の固定負債		242
固定負債計		242
負債合計		2,966,466
純資産の部		
I 株主資本		
資本金		990,000
資本剰余金		765,000
資本準備金	765,000	
利益剰余金		5,008,496
その他利益剰余金	5,008,496	
繰越利益剰余金	5,008,496	
株主資本計		6,763,496
純資産合計		6,763,496
負債・純資産合計		9,729,962

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科目	第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日	
	内訳	金額
I 営業収益		6,785,234
委託者報酬	1,026,650	
運用受託報酬	2,131,603	
投資助言報酬	3,613,762	
その他営業収益	13,218	
II 営業費用		※1 4,631,116
III 一般管理費		※2 1,691,260
営業利益		462,857
IV 営業外収益		※3 1
V 営業外費用		※4 60,470
経常利益		402,388
税引前中間純利益		402,388
法人税、住民税及び事業税	115,497	
法人税等調整額	12,822	128,319
中間純利益		274,068

(3) 中間株主資本等変動計算書

第29期 中間会計期間 (自2022年1月1日 至2022年6月30日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	990,000	765,000	765,000	4,734,428	4,734,428	6,489,428	6,489,428
当中間期変動額							
中間純利益	-	-	-	274,068	274,068	274,068	274,068
当中間期変動額合計	-	-	-	274,068	274,068	274,068	274,068
当中間期末残高	990,000	765,000	765,000	5,008,496	5,008,496	6,763,496	6,763,496

注記事項

(重要な会計方針)

第29期 中間会計期間

自2022年1月1日

至2022年6月30日

1. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法を採用しております。なお、当中間会計期間においては、減価償却資産は保有しておりません。

2. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしております。当中間会計期間においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点

(1) 委託者報酬

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純資産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。成功報酬は、顧客との投資顧問契約で定める目標を達成し、超過運用益が生じた場合に、その一定割合として計算される金額について、当該報酬が契約上支払われることが確定したときに計上します。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、主に、顧客との契約で定めるファンドの保有資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上します。

(注) 上記の顧客との契約に基づく債権は、履行義務を充足し、当社が請求する権利を取得したときに貸借対照表上、未収入金又は未収収益勘定に計上されます。契約期間が1年以内の契約については、契約獲得の増分コストは発生時の費用として計上されます。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。

(2) 連結納税制度

当社はモルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社を連結親法人とする連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日
時価の算定に関する会計基準等の適用 「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 以下、「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、中間財務諸表に与える重要な影響はありません。また、(金融商品関係)において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

(追加情報)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日
2020年3月改正収益認識に関する会計基準等の適用 当社は2018年12月期より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日)を適用しております。これらが、その後改正されたことに伴い、当中間会計期間の期首から改正後の「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。これによる当中間会計期間の貸借対照表及び損益計算書への影響はありません。

(中間貸借対照表関係)

第29期 中間会計期間 2022年6月30日
※1. 当中間会計期間において減価償却資産は保有しておらず、有形固定資産の減価償却累計額はありません。 ※2. 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため流動負債の「未払金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日
※1. 営業費用には主な項目として、グループ会社間における移転価格手数料が4,411,208千円含まれております。 ※2. 当中間会計期間においては減価償却資産を保有しておらず、有形固定資産の減価償却実施額はありません。 ※3. 営業外収益は、主に受取利息です。 ※4. 営業外費用は、主に為替差損です。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日				
発行済株式に関する事項				(単位:株)
株式の種類	当事業年度期首株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数
普通株式	4,502	-	-	4,502

(金融商品関係)

第29期 中間会計期間 2022年6月30日
<p>1. 金融商品の時価等に関する事項 2022年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額があるものは該当ありません。 (注) 預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払金、未払費用、1年内返済予定の関係会社長期借入金は、現金であること若しくは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似していることから、記載を省略しております。</p> <p>2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 該当事項はありません。</p>

(セグメント情報等)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日
<p>セグメント情報 当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。</p> <p>関連情報</p> <p>1. サービスごとの情報 資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益の金額が中間損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦に所在している営業収益の金額が中間損益計算書の営業収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。 (2) 顧客との契約から生じる収益 本邦に所在している顧客との契約から生じる収益の金額が、顧客との契約から生じる収益の金額の90%を超えるため、地域ごとの顧客との契約から生じる収益の記載を省略しております。 (3) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先はありますが、顧客との守秘義務により開示ができないため、記載を省略しております。</p>

(収益認識関係)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日	
1. 顧客との契約から生じた債権残高 顧客との契約から生じた債権残高は以下のとおりです。 (単位：千円)	
	当中間会計期間末 (2022年6月30日)
顧客との契約から生じた債権	3,179,616
(注) 契約資産・契約負債の残高及び1年を超える期間にわたる顧客との契約の未充足の履行義務の残高はありません。	
2. 顧客との契約から生じる収益額 顧客との契約から生じる収益額の内訳は以下のとおりです。 (単位：千円)	
委託者報酬	1,026,650
運用受託報酬	2,131,603
（うち基本報酬）	(1,086,687)
（うち成功報酬）	(1,044,916)
投資助言報酬	3,613,762
その他	13,218
合計	6,785,234

(1株当たり情報)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日	
1. 1株当たり純資産額	1,502,331円54銭
2. 1株当たり中間純利益	60,877円04銭
なお、潜在株式調整後の1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。	
(注) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。	
中間純利益（千円）	274,068
普通株主に属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	274,068
普通株式の期中平均株式数（株）	4,502

(重要な後発事象)

第29期 中間会計期間 自2022年1月1日 至2022年6月30日	
該当事項はありません。	

独立監査人の監査報告書

2022年3月16日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本亮太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2022年9月15日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本亮太
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第29期事業年度の中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の2022年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

公開日 2022年11月15日

作成基準日 2022年9月15日

本店所在地 東京都千代田区大手町一丁目9番7号
大手町フィナンシャルシティ サウスタワー

お問い合わせ先 法務・コンプライアンス部